

平成31年4月1日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」（以下「運用通知」という。）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

なお、平成32年3月31日までの間におけるこの通知による改正後の運用通

知別表第2警察庁の欄の規定の適用については、当該規定中 「管区警察学校」

とあるのは、 「管区警察学校  
四国警察支局警察学校」 としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第11の2 介護補償関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則16—0第28条の3の「<u>人事院が定める額</u>」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「<u>常時介護を要する場合</u>」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>165,150円</u>を超えるときは、<u>165,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介</p>	<p>第11の2 介護補償関係</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 規則16—0第28条の3の「<u>人事院の定める額</u>」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「<u>常時介護を要する場合</u>」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>105,290円</u>を超えるときは、<u>105,290円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介</p>

護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。) 70,790円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合 (4)において「随時介護を要する場合」という。) において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (4)に掲げる場合を除く。) その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が82,580円を超えるときは、82,580円)
- (4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受け

護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下であるときに限る。) 57,190円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合 (4)において「随時介護を要する場合」という。) において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (4)に掲げる場合を除く。) その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が52,650円を超えるときは、52,650円)
- (4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受け

た日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。）35,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

5～9 （略）

#### 第18 福祉事業関係

1～6 （略）

7 奨学援護金の取扱いについては、次による。

(1)・(2) （略）

(3) 規則16—3第15条第1項第1号の人事院が定める職業能力開発総合大学校における職業訓練は、職業能力開発促進法施行規則第36条の2第1項に規定する高度職業訓練とする。

た日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。）28,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

5～9 （同左）

#### 第18 福祉事業関係

1～6 （同左）

7 奨学援護金の取扱いについては、次による。

(1)・(2) （同左）

(3) 規則16—3第15条第1項第1号の人事院が定める職業能力開発総合大学校における職業訓練又は指導員訓練は、職業能力開発促進法施行規則第36条の2第1項に規定する高度職業訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部

を改正する省令（平成25年  
厚生労働省令第61号）によ  
る改正前の職業能力開発促進  
法施行規則第36条の5に規  
定する長期課程の指導員訓練  
（同令附則第2条に規定する  
間におけるものに限る。）と  
する。

(4)～(6) (略)

(4)～(6) (同左)

8～16 (略)

8～16 (同左)

別表第2 補償事務主任者を置く組  
織区分（国の機関）

実施機関	組織区分
(略)	(略)
警察庁	(略)
	管区警察局 警察支局
	(略)
(略)	(略)
総務省	(略) 消防庁の内部部局 (略)
法務省	(略)
	婦人補導院

別表第2 補償事務主任者を置く組  
織区分（国の機関）

実施機関	組織区分
(同左)	(同左)
警察庁	(同左)
	管区警察局
	(同左)
(同左)	(同左)
総務省	(同左) 消防庁 (同左)
法務省	(同左)
	婦人補導院 入国者収容所

	(略)		(同左)
	地方法務局 保護観察所 出入国在留管理庁 の内部部局 入国者収容所 地方出入国在留管 理局		地方法務局 地方入国管理局 保護観察所
	(略)		(同左)
(略)	(略)	(同左)	(同左)
備考 (略)		備考 (同左)	

以 上